

第4補給処公示第133号
平成31年 4月22日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
小林 昭洋

元号を改める政令の施行に伴う契約書等関連書類の日付の取扱について

標記について、新元号「令和」の施行の日（天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日）以降、下記のとおり取り扱うこととしたので承知されたい。

記

- 1 新元号の施行の日以降に作成する書類
 - (1) 原則として、新元号による年月日を用いるものとし、次の例による。
例：令和元(又は1)年5月1日
※ 様式等に「平成」の表記があるものについては、そのままでも使用することができる。
 - (2) 契約書等における年度の表記については、「平成31年度」とし、新元号の施行の日以降は「令和元年度」と読み替えるものとする。
- 2 新元号の施行の日の前日までに作成された書類
新元号「令和」となった日（平成31年5月1日）以降の表記がされている日付については、新元号を用いた年月日に読み替えるものとする。